

社団法人青森県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人青森県サッカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を会長指定の場所に置くこととし、その所在地は、青森県三沢市幸町1丁目6番27号とする。

(市・町協会)

第3条 本協会は、総会の議決を経て、市・町協会を置くことができる。また、所定の手続きをもって加盟を申し出た市・町協会を本協会の加盟団体とする。

(目的)

第4条 本協会は、サッカーに関する競技会の開催、選手の育成、審判の養成などの事業を行い、青森県におけるサッカーの普及と競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技会、講習会等の主催、主管、後援又は許可に関すること
- (2) サッカーに係わる団体、選手、監督及び審判の登録に関すること
- (3) サッカー技術の指導、研究、調査及び選手強化に関すること
- (4) サッカーの審判技術研究及び審判員の養成に関すること
- (5) サッカーに係わる青森県を代表するチームの派遣及び役員、選手の選考に関すること
- (6) サッカーの普及、振興及び広報に関すること
- (7) サッカー競技に関する公式記録の作成と保存に関すること
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 賛助会員 1口の金額 10,000 円一口以上
- (3) 名誉会員は、入会金を納めることを要しない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、毎年度、次に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 賛助会員 1口の金額 10,000 円一口以上
- (3) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第14条 本協会に、次の役員を置く。

理事 30人以上35人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、それぞれ理事現在

数の3分の1を越えてはならない。

- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を青森県教育委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を青森県教育委員会に届け出なければならない。

(職務)

第16条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は青森県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要のあるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本協会に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会

の推薦により、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、この協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、この協会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(種別)

第21条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数等）

第36条 理事会については、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 その他の会議

(常務理事会)

第 37 条 会長は必要に応じて、副会長、専務理事及び常務理事を招集し、常務理事会を開催することができる。

2 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 常務理事会は、次の事項を協議する。

(1) 本協会の方針、目標、新規事業、予算方針、事業企画及び緊急案件に関する事項

(2) 理事会提出議案の作成に関する事項

(3) その他理事会の議決を要しない常務に関する事項

4 常務理事会の協議事項については直後の理事会に報告し、必要な事項については理事会の承認を受けなければならない。

第 7 章 各種委員会

(各種委員会)

第 38 条 本協会は、第 5 条の事業を円滑に遂行するため、各種委員会を設置することができる。

2 各種委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 39 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第 40 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 41 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出する

ことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席者の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に青森県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第46条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県教育委員会の許可を得て、本協会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (7) 事業計画書及び収支計算書
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産台帳及び負債台帳
- (10) その他必要な書類、帳簿等

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 52 条 この定款で定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日(平成 1 9 年 月 日)から施行する。
- 2 本協会設立当初の役員は、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第 4 6 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 本協会の設立により従前の青森県サッカー協会の理事は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、本協会の設立許可のあった日から本協会の正会員となる。
- 6 前項の規定により本協会の正会員になった者の入会金の徴収については、第 8 条の規定は適用しない。